

# 「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について

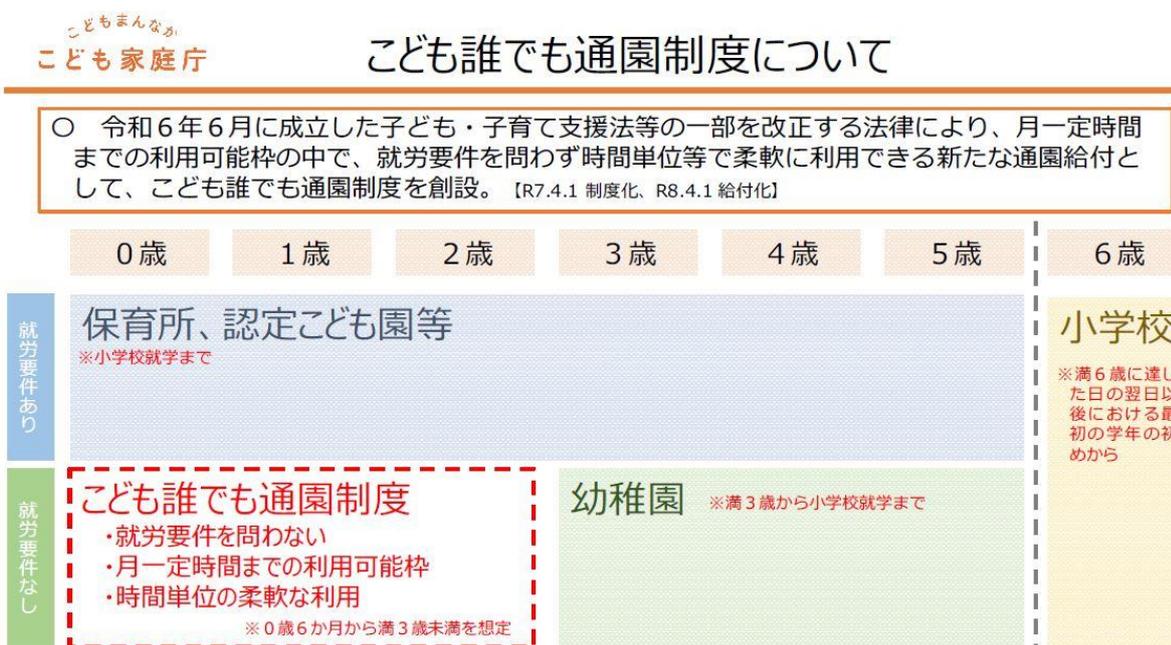
## 1 こども誰でも通園制度の制度概要等

### (1) 制度概要

保育園等に通っていないお子さんを対象に、保護者の方の就労要件を問わず、月一定時間まで時間単位で保育園等を利用できる新たな制度です。一時預かり保育には就労や病気、冠婚葬祭等保護者の理由が必要ですが、こども誰でも通園制度では理由は問いません。

同年代の子ども同士で触れ合うことにより、年齢に応じた遊びや新たな気付きを通してこどもの育ちを促す制度で、保護者にとっては、経験豊富な保育士から育児のアドバイスを受けることができ、また、子育てから離れてリフレッシュの機会となります。

令和8年度から市町村に実施の義務が課せられ、本市でも令和8年度より実施するにあたり、職員配置や設備基準を条例で定める必要があり、条例制定は12月を予定しています。



### (2) 実施内容

項目	内容
対象となるこども	生後6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日）までの未就園児
利用可能時間	こども一人あたり「月10時間」を上限
利用方法	定期利用：利用する園や曜日、時間を固定して定期的にご利用する方法 柔軟利用：利用する園や曜日、時間を固定せず、定期的でない柔軟な利用方法 ※集団保育に慣れるため、利用の初期には親子通園も可能
予約方法	市窓口やオンライン手続で利用登録後、国が整備する予約システムを活用し、予約を行う
実施方式	一般型：保育園等の定員とは別に、本制度の定員枠を設け、その枠内で受け入れる方式 余裕活用型：保育園等の既存の定員に空きがある場合に、その空き枠を活用して受け入れる方式
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等で実施可能

## 2 設備及び運営に関する基準の制定について

(1) 制定する条例の名称（仮称）

花巻市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(2) 参照法令等

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）

(3) 条例案検討に当たっての考え方

市が定める基準は、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」をもとに、地域の実情に応じて定めることとされています。

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準。 この範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは認められない。
参酌すべき基準	市町村が十分に参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準。

(4) 基準の設定に当たっての基本的な考え方

原則として、内閣府令で示された国の基準をもって市の基準としますが、現行で市の家庭的保育事業所等の認可基準が国の基準を上回っており、保育の質と安全面を考慮する観点から、市の基準を適用します。

ア 職員基準について

余裕活用型においては、既存の保育室及び職員配置の範囲内で実施することから、現行の市基準に合わせるもの。なお、一般型においては、国基準のとおり。

実施方式	国基準	市基準（案）
余裕活用型乳児等通園支援事業（職員基準）	・家庭的保育者は研修を修了した保育士又は子育て支援員。 ・家庭的保育事業に従事する者の総数は、乳幼児3人以下の場合1人でもよい。	・家庭的保育者は研修を修了した保育士でなければならない。 ・家庭的保育事業に従事する者の総数は2人を下回らないものとする。

今回お示ししました市の基準案につきましては、このパブリックコメントでご意見をいただくとともに、関係機関・団体や花巻市子ども・子育て会議でのご意見をお聞きしながら、市の条例として市議会に提案する予定としております。

(5) 内閣府令と市基準（案）について

内閣府令に対する市基準（案）は次のとおりです。

	項目	内閣府令の内容	参/従	市基準（案）
総則	最低基準の目的 （第2条）	・明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が事業を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されるものを保障する	参酌	国の基準のとおり
	最低基準の向上 （第3条）	・児童福祉審議会から意見を聴き、事業を行う者に対し、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるよう勧告することができる ・市町村は最低基準を常に向上させるように努める	参酌	国の基準のとおり
	最低基準と乳児等通園支援事業者 （第4条）	・事業者は最低基準を超えて設備及び運営を向上させなければならない ・最低基準を超えている場合、最低基準を理由としてその設備又は運営を低下させてはならない	参酌	国の基準のとおり
乳児等通園支援事業の一般原則 （第5条）	・利用乳幼児の人権に配慮し、人格を尊重しなければならない ・地域社会との交流及び連携を図り、運営内容を適切に説明する ・自ら評価を行い、常にその改善を図る ・定期的に外部評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない ・事業の目的を達成するために必要な設備の設置 ・採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払うこと	参酌	国の基準のとおり	
乳児等通園支援事業者と非常災害 （第6条）	・消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をするように努めなければならない ・避難及び消火に対する訓練は少なくとも毎月1回は行うこと	参酌	国の基準のとおり	
安全計画の策定等 （第7条）	・利用乳幼児の安全確保のため、安全点検、職員、事業所外での活動、取組等を含めた生活その他日常生活における安全指導、職員研修及び訓練について安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならない ・職員に対し、安全計画を周知し、研修及び訓練を定期的に行うこと ・保護者に対し、安全計画に基づく取組内容を周知しなければならない ・定期的に安全計画を見直し、変更すること	従う	国の基準のとおり	
自動車を運行する場合の所在の確認 （第8条）	・事業所外での活動等のために自動車を運行するとき、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により所在を確実に把握すること ・送迎のため自動車を運行するとき、利用乳幼児の見落とし防止装置を備え、所在の確認を行うこと	従う	国の基準のとおり	
乳児等通園支援事業者の職	・職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業	参酌	国の基準のとおり	

員の一般的条件 (第9条)	の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない		
乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等 (第10条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員は、常に自己研鑽に励み必要な知識及び技能の修得、維持向上に努めなければならない</li> <li>乳児等通園支援事業者は職員の研修の機会を確保しなければならない</li> </ul>	参酌	国の基準のとおり
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準 (第11条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営上支障がない場合は、他の社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる</li> </ul>	従う (職員に係る部分に限る) 参酌 (上記以外の基準)	国の基準のとおり
利用乳幼児を平等に取り扱う原則 (第12条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用乳幼児の国籍、身上、社会的身分又は費用を負担するか否かによって差別的扱いをしてはならない</li> </ul>	従う	国の基準のとおり
虐待等の防止 (第13条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待等の禁止</li> </ul>	従う	国の基準のとおり
衛生管理等 (第14条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない</li> <li>感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施するよう努めなければならない</li> <li>必要な医薬品その他医療品等を備え付け、適正に管理する</li> </ul>	参酌	国の基準のとおり
食事 (第15条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に食事を提供する場合(外部からの搬入を含む)、当該施設に調理機能を有する設備を備えなければならない</li> </ul>	従う	国の基準のとおり
乳児等通園支援事業所内部の規程 (第16条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部規定の策定</li> </ul>	参酌	国の基準のとおり
乳児等通園支援事業所に備える帳簿 (第17条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない</li> </ul>	参酌	国の基準のとおり

	秘密保持等 (第18条)	・職員及び職員であった者の秘密漏洩の禁止	従う	国の基準のとおり																												
	苦情への対応 (第19条)	・苦情受付窓口の設置 ・市町村から指導又は助言を受けた場合は必要な改善を講じなければならない	参酌	国の基準のとおり																												
通則	乳児等通園支援事業の区分 (第20条)	・一般型及び余裕活用型の区分 ・一般型は、余裕活用型以外のものをいう ・余裕活用型は、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等(居宅訪問型を除く)を行う事業所において、その利用定員の範囲内で行うものをいう	従う	国の基準のとおり																												
一般型乳児等通園支援事業	一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準 (第21条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設ける</li> <li>・乳児室 満2歳未満の乳幼児のうちほふくしないもの 1人につき1.65㎡以上</li> <li>・ほふく室 満2歳未満の幼児のうちほふくするもの 1人につき3.3㎡以上</li> <li>・保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上</li> <li>・保育室又は遊戯室には、必要な用具を備えること</li> <li>・保育室等(乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室)を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへを、3階以上に設ける建物は、次のイからチに掲げる要件に該当すること</li> </ul> <p>イ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物</p> <p>ロ 次表の左欄に掲げる階に応じ、同表中欄に掲げる区分ごとに同表右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること</p> <table border="1" data-bbox="395 1458 1088 2116"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">2階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難用</td> <td>1 屋内避難階段又は特別避難階段</td> </tr> <tr> <td>2 待避上有効なバルコニー</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 屋内避難階段又は特別避難階段</td> </tr> <tr> <td>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">避難用</td> <td>1 屋内避難階段又は特別避難階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4階以上の階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 準耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備</td> </tr> <tr> <td>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">避難用</td> <td>1 特別避難階段に準じた屋内避難階段(肺炎設備を有するもの)または特別避難階段</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2 耐火構造の屋外傾斜路</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 屋外避難階段</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	1 屋内階段	2 屋外階段	避難用	1 屋内避難階段又は特別避難階段	2 待避上有効なバルコニー	3階	常用	1 屋内避難階段又は特別避難階段	2 屋外階段	避難用	1 屋内避難階段又は特別避難階段	4階以上の階	常用	1 準耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備	2 屋外階段	避難用	1 特別避難階段に準じた屋内避難階段(肺炎設備を有するもの)または特別避難階段			2 耐火構造の屋外傾斜路			3 屋外避難階段	従う (調理設備に係る部分に限る)、参酌(上記以外の基準)	国の基準のとおり
階	区分	施設又は設備																														
2階	常用	1 屋内階段																														
		2 屋外階段																														
	避難用	1 屋内避難階段又は特別避難階段																														
		2 待避上有効なバルコニー																														
3階	常用	1 屋内避難階段又は特別避難階段																														
		2 屋外階段																														
	避難用	1 屋内避難階段又は特別避難階段																														
4階以上の階	常用	1 準耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備																														
		2 屋外階段																														
	避難用	1 特別避難階段に準じた屋内避難階段(肺炎設備を有するもの)または特別避難階段																														
		2 耐火構造の屋外傾斜路																														
		3 屋外避難階段																														

	<p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること</p> <p>ニ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次のいずれかに該当するものを除く）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。</p> <p>この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること</p> <p>(1) 自動スプリンクラー設備等</p> <p>(2) 自動消火装置かつ延焼防止措置</p> <p>ホ 壁及び天井仕上材を不燃材料としていること</p> <p>へ 乳幼児の転落事故防止設備</p> <p>ト 非常警報設備及び火災通信設備</p> <p>チ カーテン、敷物、建具等の防災処理</p>		
一般型乳児等通園支援事業所の職員の基準 (第22条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児等通園支援従事者 (保育士又は市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者)</li> <li>・ 乳児等通園支援従事者の数 乳児 おおむね3人：1人 満1歳以上満3歳未満児 おおむね6人：1人 半数以上は保育士、常時2人を下回ってはならない</li> <li>・ 次に該当する場合、専従従事者を1人とすることができる (1) 保育所等と一体的に運営されている場合であって、当該保育所等の職員による支援を受けることができ、かつ、乳児等通園支援従事者が保育士であるとき (2) 利用乳幼児数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき</li> </ul>	従う	国の基準のとおり
乳児等通園支援の内容 (第23条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供</li> </ul>	従う	国の基準のとおり
保護者との連絡 (第24条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用乳幼児の保護者と密接に連絡をとり、理解及び協力を得るよう努めなければならない</li> </ul>	参酌	国の基準のとおり

余 裕 活 用 型 乳 児 等 通 園 支 援 事 業	余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準 (第25条)	・余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、保育所、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、幼保連携型認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所の基準の定めるところによる	従う (設備及び職員に係る部分に限る)、 参酌 (上記以外の基準)	保育所、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、幼保連携型認定こども園の基準については、国の基準のとおり。  家庭的保育事業等を行う事業所については、市条例(花巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年花巻市条例第28号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。))に従うものとする。
	準用 (第26条)	・余裕活用型乳児等通園支援事業所において、一般型支援内容及び一般型保護者との連絡を準用する	従う	国の基準のとおり
雑 則	電磁的記録 (第27条)	・帳簿整備の電磁的記録	参酌	国の基準のとおり